

緊急救護施設の歴史的変遷

-精神障害者の社会復帰施策に関する論点を中心に-

○ 日本福祉教育専門学校 小泉浩一 (006961)

キーワード：緊急救護施設，精神障害者，社会復帰施策

1. 研究目的

本研究の目的は、緊急救護施設の政策等に関わる変遷や精神医療との関係性等を鑑み、精神障害者の社会復帰施策に関する論点を明らかにすることである。(1) 緊急救護施設設置の背景、(2) 精神医療からの批判と社会復帰機能の付与、(3) 厚生省としての転換と模索、に分け、緊急救護施設の歴史的変遷との関係で、精神障害者の社会復帰施策等に関して考察したい。

2. 研究の視点および方法

本研究では、歴史研究の方法論に基づき、行政関係資料などによる、史資料分析等を含めた文献研究を行うこととする。

3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理規程を遵守した。

4. 研究結果

(1) 緊急救護施設設置の背景

1952(昭和27)年から1954(昭和29)年にかけての「生活保護者のための施設構想」(第2種精神科病院構想[第2種病院構想])を経て、1956(昭和31)年に「救護施設緊急整備費補助金」が創設され、精神上欠陥がある者及び精神薄弱者等を収容する施設の新設に関し、国庫からの補助が行われることとなった。三上(1957:9)は、こうした経緯と約3,000万円の補助金の予算計上がなされたが、生活保護法上の保護施設である一般の救護施設と比較し、緊急救護施設として区別を設ける予定である理由及び条件を、1)生活保護法における医療扶助適正化の一環として設けられたこと2)対象者はすべて精神病院等から直接受け入れること3)その対象のすべてが精神上の欠陥者であったという特性を有すること、の3点を挙げている。また、こうした補助金を受けて、1956(昭和31)年、東京都、大阪府、名古屋市の3か所に緊急救護施設が設置された、とする。東京都に関しては、緊急救護施設の立案者であった当時厚生省社会局施設課課長補佐の佐野利三郎が、精神衛生法上の施設でないことで「医療費の安上がり」といった批判を受けながら、社会福祉法人黎明会の理事長であった鶴目栄八に強く依頼して実現した(佐野1996:252)。

(2) 精神医療からの批判と社会復帰機能の付与

緊急救護施設設置後も、精神障害寛解者に対して、精神医療が必要であるとし、緊急救護施設における「無資格者処遇」への批判が、精神医療関係者を中心に広がった。また、生活保護で長期入院している精神病患者を緊急救護施設に収容する、「安上がり精神

医療」や「劣悪な処遇」といったとらえ方がなされた。伊藤（2008：405-410）は、精神医療においては、学会（日本精神神経学会）や日本精神病院協会が、緊急救護施設の設置に強く反対したとして、『入院による医療の継続を必要とせず、而も養護または保護を加えても正常の状態に服して一般社会に送り込む可能性のない者を収容する』ための安上がりの施設」であったと評価している。緊急救護施設は、精神医療サイドから否定的な見方が一般的な中で、厚生省も改善に動き出す。緊急救護施設の運営について、「緊急救護施設の整備及び運営について」（厚生省社発 215 号：1965 [昭和 40] 年 11 月）が出された。内容としては、「精神病院等と緊密な連携のもとに円滑な運用が図られるようにすること」とともに、「更生指導期間は、必要に応じ、2 年程度までとすることができること」「緊急救護施設における指導等の結果、社会生活に適應できる状態になったものを収容する宿所提供施設及び就労の機会を与えるための授産施設を併設することが望ましいこと」など、社会復帰を意識した内容であった。

(3) 厚生省としての転換と模索

1966（昭和 41）年、保護施設初めての最低基準である、「救護施設、更生施設、授産施設及び運営に関する最低基準の施行に関して」（厚生省社発 335 号：1966 [昭和 41 年] 12 月）が出された。しかし、この時点で緊急救護施設の特別基準の中心であった職員数に対する加算措置が消滅する方向が示される。また、緊急救護施設を所轄する厚生省社会局ではなく、精神医療を中心とした精神衛生行政（公衆衛生局）で、社会復帰に関する措置を行う方向性も示されつつあった。1965（昭和 40）、年精神衛生法の改正過程にあつては、精神衛生審議会の第 1 回答申で、「精神障害者の社会復帰を促進するための制度や施設を作ることが必要である。病院と社会を結ぶ、職能訓練のための施設、すなわち中間施設が、従来の精神病院とはべつに構想されなければならない」（1964 年 7 月 25 日、第 1 回答申）とある。緊急救護施設の社会復帰機能化が頓挫した方向にありつつも、精神病院と切り離れた社会復帰の模索は一方で継続することとなる。

5. 考察

緊急救護施設において一部取り上げられた、精神病院とは別に社会復帰を促進すべきであるといった論点は、その後の谷中輝雄らの地域での実践を例に展開されることとなるが、緊急救護施設はその論点の先駆性を有することが明らかになった。

【参考文献】

- ・伊藤哲寛（2008）「退院支援施設問題－中間施設論争と障害者の権利保障（第 103 回日本精神神経学会総会）」『精神神経学雑誌』110（5），405-410.
- ・三上唯夫（1957）「保護施設事務費の基準改訂について」『生活と福祉』4，9-10.
- ・佐野利三郎（1996）「戦後厚生事業史と鶴目栄八」『社会福祉法人黎明会 50 年の歩み』252，257.（1976（昭和 51）年 3 月 14 日から 7 回にわたり、福祉新聞『先駆者を語る』の一編として記載されたものを転載）